

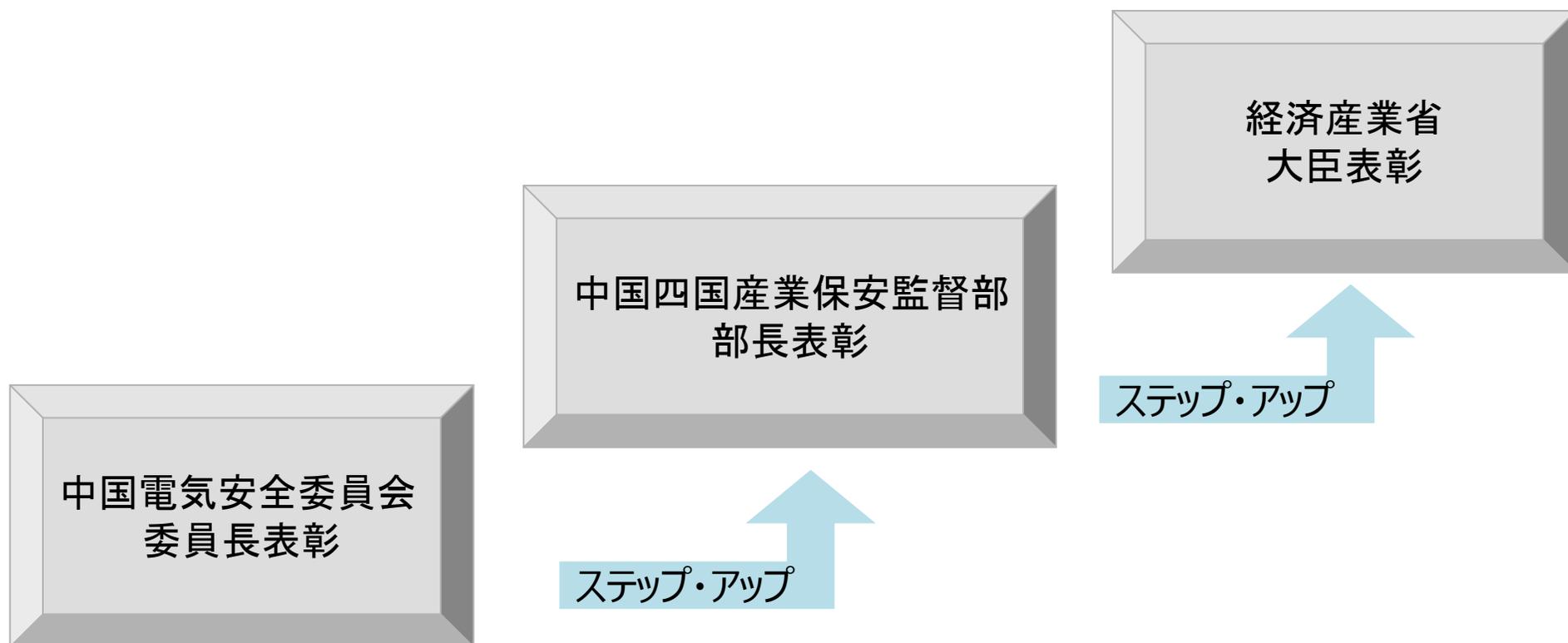


当部からの情報提供・お願いについて

令和5年2月22日
中国四国産業保安監督部
電力安全課

(1) 電気保安功労者中国四国産業保安監督部長表彰

- 電気の安全確保に関する技術の向上と、安全意識の高揚を図ることを目的に、昭和39年度から本表彰を創設している。
- 永年にわたり電気の安全確保に尽力し、その功績が顕著である事業者又は個人を対象としている。
- 8月の電気使用安全月間に、電気保安功労者表彰式を開催し、電気に対する安全意識の高揚を図っている。



表彰部門

表彰の対象は、工場等、電気工事業者の営業所、個人及び団体の4部門としている。

(1) 工場等

電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者の工場、営業所その他の電気保安業務を直接統括する事業場（以下「工場等」という。）であって電気保安の確保に顕著な功績があったもの。

(2) 電気工事業者の営業所

電気工事業者の営業所であって電気保安の確保に顕著な功績があったもの。

(3) 個人

主任技術者、電気工事士、電気保安関係永年勤続者及びその他の功労者であって、電気保安の確保に功績があったもの。

(4) 団体

電気保安にかかる研究・教育団体及びその他の功労団体であって電気保安の確保に顕著な功績があったもの。

表彰者数

表彰数（その他の功労者、功労団体を除く）は、原則として、15件以内とし対象区分毎の表彰を概ね、以下のとおりとする。

- (1) 工場等 原則4事業場以内
 - (2) 電気工事業者の営業所 原則5営業所以内
 - (3) 個人 原則10名以内
 - (4) 団体 若干数
- ※その他の功労者、功労団体・・・その都度判断

選考方法

被表彰者選考評価基準により審査し、以下の評点以上の者のなかから、上記表彰部門の表彰数の範囲内で、被表彰者を決定する。

- | | |
|------------------------|-----------------|
| (1) 工場等 | 117点以上 (180点満点) |
| (2) 電気工事業者の営業所 | 98点以上 (150点満点) |
| (3) 個人 主任技術者 | 77点以上 (経験年数加点) |
| 電気工事士 | 82点以上 (経験年数加点) |
| 電気保安関係永年勤続者 | 89点以上 (経験年数加点) |
| (4) 団体 電気保安にかかる研究・教育団体 | 78点以上 (120点満点) |

推薦から表彰までの主なスケジュール

表彰候補者を推薦するにあたり推薦母体は、中国電気安全委員会に推薦する必要がある。

- 10月 中国四国産業保安監督部から中国電気安全委員会に対し、表彰候補者の推薦依頼
- 10月 中国電気安全委員会から各推薦母体に対し推薦を依頼
- 1月 各推薦母体から中国電気安全委員会に表彰候補者を推薦
- 2月 中国電気安全委員会から表彰候補者を中国四国産業保安監督部に推薦

推薦母体が中国電気安全委員会に表彰候補者を推薦する際の提出資料

推薦母体は、以下の資料を中国電気安全委員会に提出する必要がある。

- イ. 推薦書(様式自由)
- ロ. 推薦事由書(様式自由)
推薦決定の経緯、電気保安に関し当該被推薦者が実施した事項及びその結果を具体的かつ詳細に記載する。
- ハ. 調査書(指定様式)
- ニ. 調査資料(指定様式)
- ホ. 戸籍謄本(個人の場合に限る。)

その他詳細

- 表彰に関する具体的な内容は、以下のURLをご参照下さい。

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/denki/hyousyou/denkihyousyou.htm>

- この表彰は、永年にわたり電気の安全確保に尽力している方を対象としていることから、まだまだ多く表彰されるに値する方々がおられると思われます。
- 工場等においても、優秀な工場が数多く存在していると思われます。
- 電気保安法人や石油コンビナート等特別防災区域協議会の構成会員企業の皆様におかれましては、これら優秀な工場等、個人の方を推薦母体として、推薦して下さいをお願いします。

(2) 低濃度PCBへの調査・処分にかかる協力依頼

PCB (ポリ塩化ビフェニル) とは

- 昭和40年代まで絶縁性能から、電気機器の絶縁油として活用された毒性物質
- カネミ油症事件以降、国内での生産・輸入の禁止、処理完了期限の措置がなされた他、ストックホルム条約にて使用停止、処理完了期限が定められている

○代表的な高濃度PCB使用製品

トランス



コンデンサ



蛍光灯安定器



PCB関係
報告
【第4条】

○歴史的経緯

昭和43年 カネミ油症事件発生 (食用油の製造過程でPCBが混入)

昭和47年 行政指導に基づき製造中止、回収等の指示

昭和48年 法律により製造、輸入等が禁止 (化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)

昭和51年 電気事業法 (技術基準) においてPCBを使用した電気工作物の新規施設を禁止

平成13年 PCB 特別措置法制定、高濃度PCBの処理を担うJESCOの設置等が決定 (平成16年以降、処理施設が順次操業開始)

平成16年 ストックホルム条約発効、令和9年3月末までの適切な処分を要求

高濃度か低濃度であるかの確認方法

- **高濃度PCB**かどうかは、電気工作物**本体の銘板**で**製造者名・表示記号等**を見る。
- **低濃度PCB**かどうかは、**絶縁油**を採取し**分析**を行う。

➤ **高濃度（5,000mg/kg超）の確認方法**

設置現場において電気工作物本体の銘板の記載内容を目視し、PCB内規の別表の「電気工作物の種類」「製造者名」「表示記号等」を照らして一致していれば、高濃度PCB含有電気工作物と判断する。

（注：既に銘板の写真や写しを保管している場合や、PCBの有無の確認記録等を適正に管理している場合にあつては、これらを確認することで、設置現場での目視での確認に代えることも考えられる。）

➤ **低濃度（0.5mg/kg超で5,000mg/kg以下）の確認方法**

変圧器のように絶縁油を採取できる構造の電気工作物については、採取した絶縁油を分析機関へ分析依頼し、PCB濃度が0.5mg/kg超であれば、低濃度PCB含有電気工作物と判断する。

（注：電力用コンデンサーのように封じ切りタイプの絶縁油を採取できない構造の電気工作物については、破壊しないと採油ができず、継続使用が不可能となる。）



電気室やキュービクルなどを 念のため確認してください!!

その中に有害物質である**PCB**を含有している
変圧器(トランス)やコンデンサーがあるかもしれません。

※油分検出キット



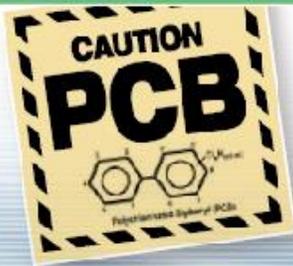
確認の際には
電気主任技術者の指示に従い
事故等に注意してください。



PCBを含有している 電気機器が見つかった場合、 すぐに届出を出してください。

罰則対象となりまうので、届出を確実に実施してください。



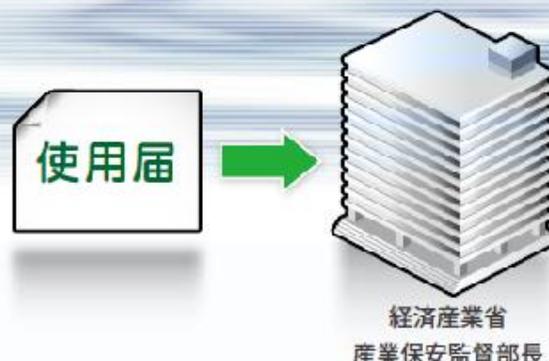


電気機器を使用しているときの届出

使用している変圧器(トランス)、コンデンサー等に PCBが含有していることが判明した場合

設置場所を管轄する経済産業省産業保安監督部長に「使用届」を提出することが必要です。

※各地方の経済産業省産業保安監督部については下記のURLを参照してください。



http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/links/kantokubu.html

なお、PCBを含有している使用中の変圧器(トランス)・コンデンサー等の設備を売買したときは、譲り渡した者は「廃止届」を、譲り受けた者は「使用届」を経済産業省産業保安監督部長に提出することが必要です。



※また、PCB含有の有無については(一社)日本電機工業会ホームページを参照してください。

http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html



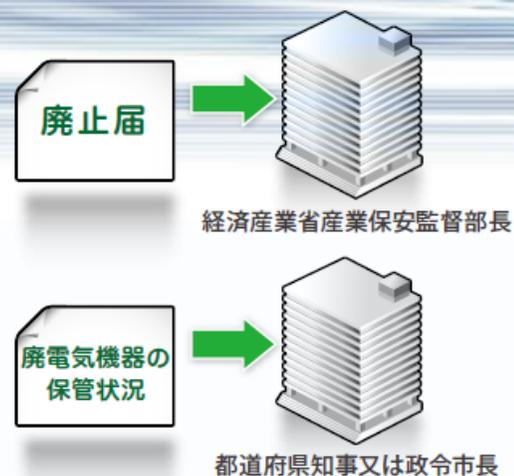
電気機器の使用を廃止したときの届出

PCBを含有している変圧器(トランス)、コンデンサー等の使用を廃止した場合

下記の2カ所への届出が必要です。

- 設置場所を管轄する経済産業省産業保安監督部長に「廃止届」を提出することが必要です。
- 設置場所を管轄する都道府県知事又は政令市長に、廃止した後の保管状況を届け出ることが必要です。

※届出する都道府県、政令市の担当部署は下記URLのパンフレットを参照してください。



<http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb-pamph/full2.pdf>

なお、PCBを含有している変圧器(トランス)・コンデンサー等の使用を廃止して廃棄物になったものの譲り渡し、譲り受けは禁止されています。

届出の対象となる電気工作物

変圧器(トランス)

電力用コンデンサー

計器用変成器

リアクトル

放電コイル

電圧調整器

整流器

開閉器

遮断器

中性点抵抗器

避雷器

OFケーブル

PCB廃棄物についての問い合わせは下記でも受け付けています。

産業廃棄物適正処理推進センター(PCB担当) 03-5297-5651 <http://www.sanpainet.or.jp/>
[(公財)産業廃棄物処理事業振興財団 内]



電気の保安 新着情報
TOPページ > 電気の保安 新着情報

【重要】電気主任技術者の皆様へ
PCB調査時の感電死傷事故が多発しています！

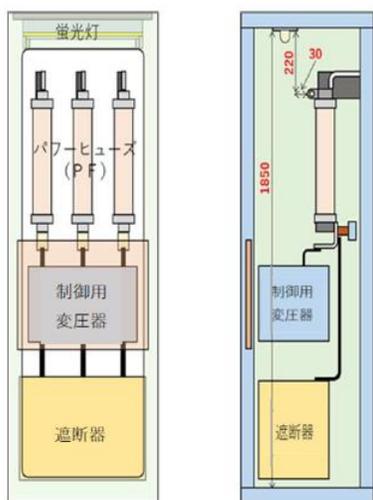
- ・キュービクルを立入調査する時は、必ず停電させてください。
- ・電路への短絡接地器具の取付け、検電、保護防具の着用を徹底してください。

● 安定器のPCB調査作業中、高圧充電部に接触・感電負傷

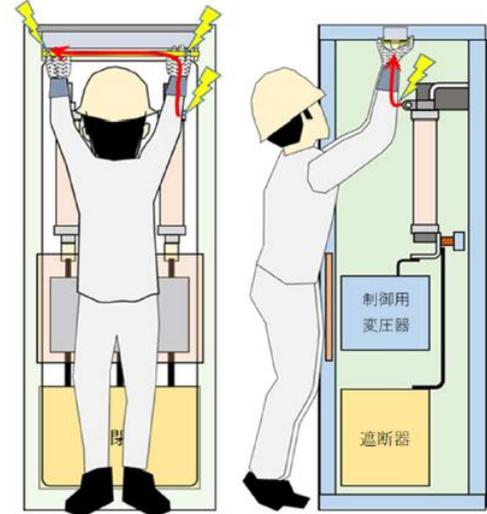
PCB調査時に限らず、電気設備の点検は、事前に安全対策を検討した上で、常に安全に配慮しながら実施して下さい。

事故状況

高圧開閉器盤見取り図



被災時の状況（感電経路）



(3) NITEが「電気設備の事故情報公開システム」のサービス開始について

- (独) 製品評価技術基盤機構 (NITE) の、電気設備の事故詳報公表システム (<https://www.nite.go.jp/gcet/tso/shohopub/search>)
- 全国の事故情報 (詳報) が一元化されたデータベース (2020年4月~)
- 抽出データはCSVファイルとしてダウンロード可能

nite National Institute of Technology and Evaluation
独立行政法人 製品評価技術基盤機構

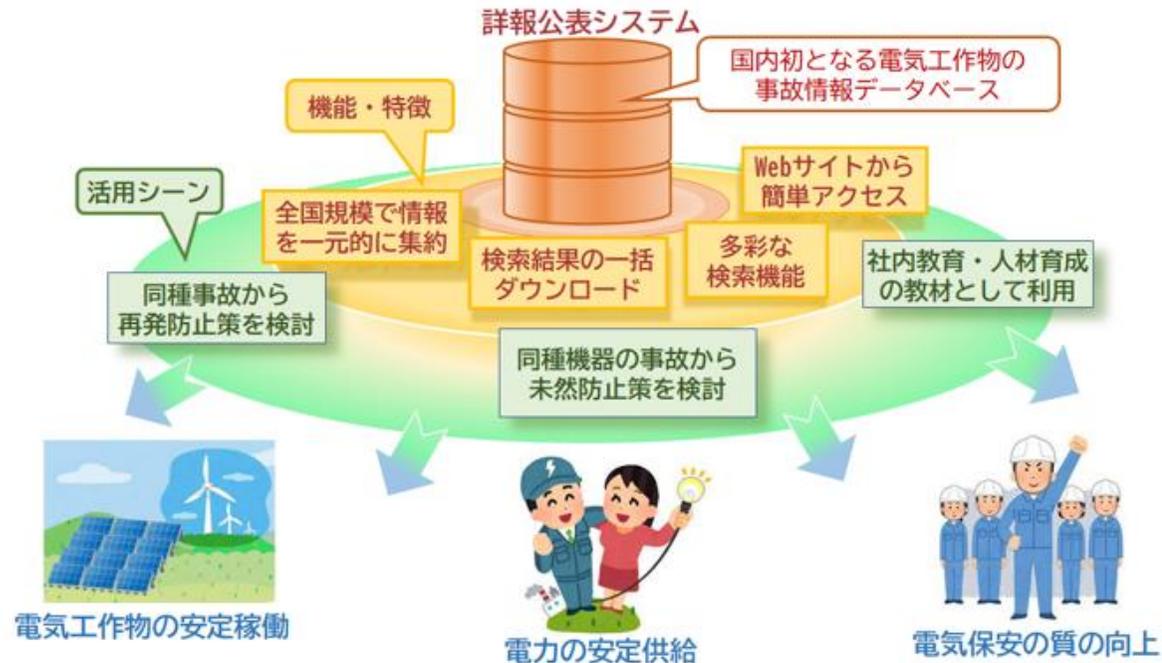
詳細公表システム

詳細公表システムの使い方

・検索項目、キーワード、選択肢等の検索条件により検索が可能です。

条件検索		
発生年月	<input type="text"/>	~ <input type="text"/>
発生地域	<input type="checkbox"/> 北海道 <input type="checkbox"/> 東北 <input type="checkbox"/> 関東 <input type="checkbox"/> 中部 <input type="checkbox"/> 北陸 <input type="checkbox"/> 近畿 <input type="checkbox"/> 中国 <input type="checkbox"/> 四国 <input type="checkbox"/> 九州 <input type="checkbox"/> 沖縄	
事故種別	<input type="checkbox"/> 感電等による死傷 <input type="checkbox"/> 電気火災 <input type="checkbox"/> 電気工作物の破損等による物損 <input type="checkbox"/> 電気工作物の破損 <input type="checkbox"/> 発電支障 <input type="checkbox"/> 供給支障 <input type="checkbox"/> 他社への波及 <input type="checkbox"/> 自家用電気工作物からの波及 <input type="checkbox"/> ダム異常放流 <input type="checkbox"/> 社会的影響	
電気工作物第1階層	電気工作物第2階層	電気工作物第3階層
電気工作物第4階層	電気工作物第5階層	電気工作物第6階層
キーワード検索		
キーワード	検索項目	選択肢
1. <input type="text"/>	を <input type="text"/>	に <input type="text"/> 含む <input type="checkbox"/>
2. <input type="text"/>	を <input type="text"/>	に <input type="text"/> 含む <input type="checkbox"/>
3. <input type="text"/>	を <input type="text"/>	に <input type="text"/> 含む <input type="checkbox"/>
条件	1. 2. 3すべてを満たしている <input type="checkbox"/>	
全角/半角	<input checked="" type="radio"/> 区別する <input type="radio"/> 区別しない	
<input type="button" value="検索"/>		<input type="button" value="クリア"/>

発生年月、発生地域、事故種別、事故概要、被害状況、被害箇所、事故原因、事故原因分類、再発防止策などの項目について公開



(参考) 中国四国産業保安監督部HPにも事故概要を定期的に掲載しています。

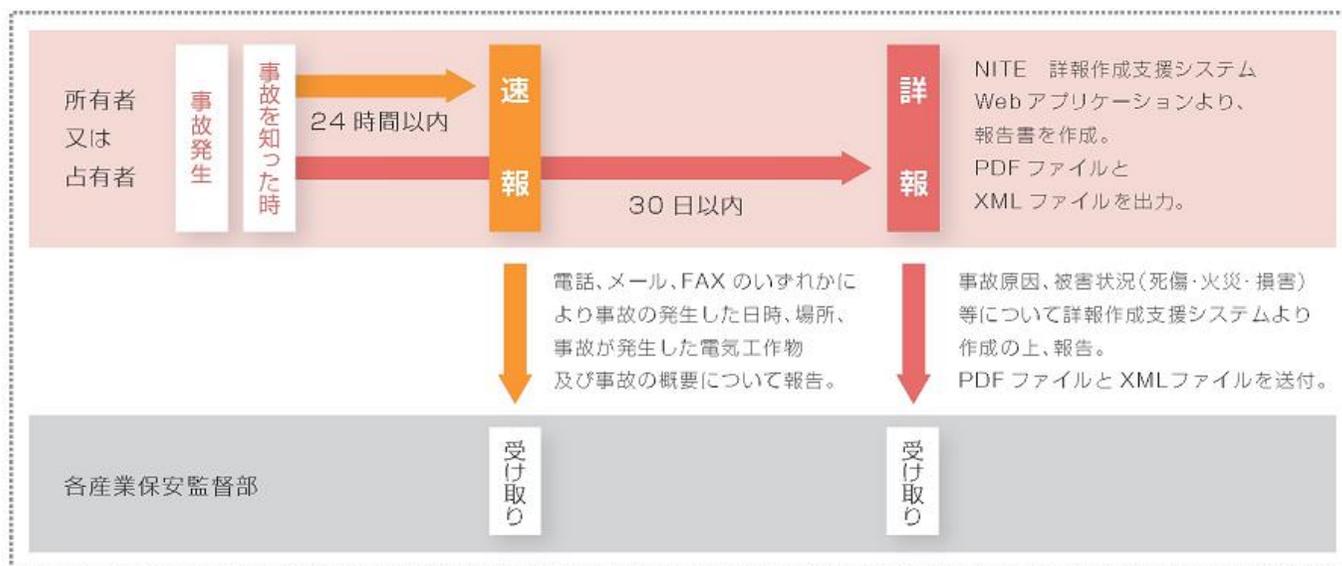
(<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/denki/jiko/jirei/jirei.htm>)

NITEがスマートフォン端末用の「詳報作成支援システム」

- (独) 製品評価技術基盤機構 (NITE) は、新たにスマートフォン端末に対応した小出力発電設備向け「詳報作成支援システム」の提供を開始。
- スマートフォン等で撮影した現場写真等を活用し、迅速かつ簡便に事故報告書を作成・報告することが可能。

・電気事故が発生した場合、電気工作物の設置者は電気事業法に基づき事故報告書を作成し、経済産業省に提出する必要がある。

・2021年4月1日の改正電気事業法の施行に伴い、小出力発電設備のうち、10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備、20kW未満の風力発電設備(小規模事業用電気工作物)についても事故報告の対象になった。



※NITEは2016年度より電気保安行政を支援する活動を行っている。

The illustration features a man with glasses looking surprised, with lightning bolts around him. In the background, there are solar panels and a wind turbine. The text asks 'え! この故障も報告が必要なの?' (Eh! Do I need to report this fault?). Below, it states that reporting is now mandatory for small-scale power generation equipment. It mentions that the Ministry of Economy, Trade and Industry will collect and analyze accident information to identify causes and prevent recurrence. It also lists the equipment types covered: solar power generation equipment (10-50kW) and wind power generation equipment (20kW). The start date is '2021年4月1日スタート!' (Start April 1, 2021!).

え! この故障も
報告が必要なの?

小出力発電設備についても事故報告が義務化になりました

経済産業省は、事故情報の収集・分析をしっかりと行い、
原因の究明・再発防止対策を講じていきます

※太陽電池発電設備:10~50kW未満、風力発電設備:20kW未満
(電気事業法第38条で定める小出力発電設備のうち、太陽電池発電設備と風力発電設備)

2021年4月1日スタート!

● 詳報作成支援システム

(<https://www.nite.go.jp/gcet/tso/shohosupport/>)



詳報作成支援システム

システムの運用情報はこちらからご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/gcet/tso/shoho.html>

事故詳報作成

「電気事業法第38条第3項各号に掲げる事業を営む者」又は「自家用電気工作物を設置する者」であって、電気報告関係規則第三条各号に掲げる事故報告（詳報）を作成・修正をする方は上記「事故詳報作成」ボタンをクリックしてください。

従前の詳報（11号「波及事故」等）を作成する方は、上記の「事故詳報作成」ボタンを押してください。）

小出力発電設備事故報告書作成

「10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備」又は「『20kW』未満の風力発電設備」の所有者・占有者であって、電気報告関係規則第三条の二各号に掲げる小出力発電設備



(4) 非常用発電設備等の購入者に対する規制周知について

ご存じですか？

一定出力以上の可搬型・非常用発電設備は
「電気事業法に基づいた届出」
が必要です！

発電設備（出力10kW以上）をお持ちの方へ
※出力10kW（若しくは12.5kVA）以上

保安規程
の作成



主任技術者
による点検



（出典：パナソニック株式会社）



（出典：株式会社東京電機）

電気は取扱いを誤ると感電・火災等の事故を引き起こす可能性があります。事故等を未然に防ぐために、一定出力以上の発電設備をお持ちの方は、以下の手続きが必要です。

- 電気の安全に関する専門知識を有する資格者（主任技術者）を決めて、電気設備の点検や工事の監督等に従事してもらう。
- 安全に使用するために主任技術者が行う点検や役割を定めたルール（保安規程）を作成する。

なお、点検等の業務は専門家に委託することができますので詳しくは裏面へ。

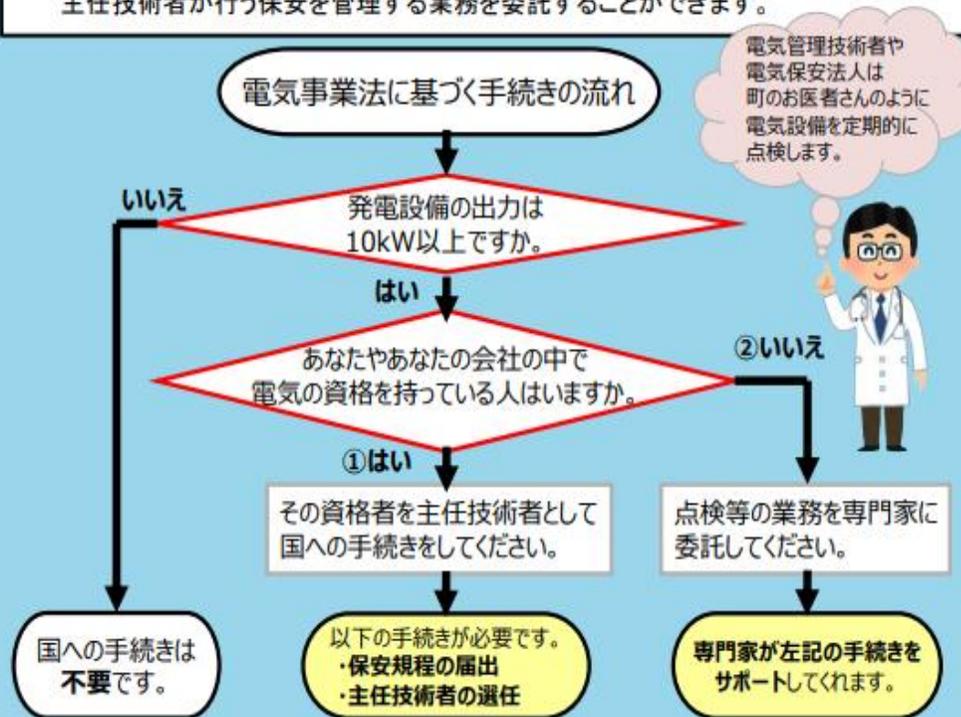
電子申請も可能ですので、わからないことがあれば裏面の問い合わせ窓口に記載しているお近くの産業保安監督部までご連絡ください。

＜主任技術者について＞

設備ごとに主任技術者を次の①か②のいずれかの方法で決めることができます。

①本人又は社内の従業員等が電気主任技術者や電気工事士等の資格をお持ちの方（主任技術者の選任）
上記の資格をお持ちの方を主任技術者とすることができます。

②上記以外の方（保安管理業務の外部委託）
電気管理技術者（設備の点検等を専門的に行っている個人事業主）や電気保安法人（設備の点検等を専門的に行っている法人）など、国の認定を受けた専門家に主任技術者が行う保安を管理する業務を委託することができます。



＜発電機のトラブル事例＞

- ①燃料等の劣化により発電機が起動しない。或いは、起動しても途中で停止する。
- ②バッテリー上がり（蓄電容量不足）により発電機が起動できない。

(5) 小規模事業用電気工作物に係る届出制度等について

小規模な太陽電池発電設備・風力発電設備をお持ちの皆様へ

2つの保安規制が義務化されます

小規模な太陽電池発電設備と風力発電設備が小規模事業用電気工作物に分類されます



太陽電池発電

10～50kW未満



風力発電

20kW未満

技術基準適合維持義務の対象が拡大

基礎情報届出が新設され義務化

使用前自己確認の対象が拡大され義務化

お問い合わせ

0570-045-660

9:00~17:00 (平日のみ)

お問い合わせの状況によって、お待ちいただく場合がありますので、予めご了承ください。

(6) 令和5年度予算及び令和4年度第2次補正予算について

需要家主導型太陽光発電及び再生可能エネルギー電源併設型蓄電池 導入支援事業費補助金

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

令和4年度補正予算額 **255 億円**

事業の内容

事業目的

地域共生を前提に、需要家が小売電気事業者及び発電事業者と一体となって取り組む太陽光発電の導入や再生可能エネルギー設備への蓄電池の併設を支援することで、再生可能エネルギーの導入の加速化及び最大限の活用を促し、エネルギー危機に強い経済構造への転換を図ります。

事業概要

(1) 需要家主導型太陽光発電導入支援

「2 MW以上の新規設置案件であること」、「FIT/FIPを活用しない、自己託送ではないこと」、「需要家と8年以上の受電契約等を結ぶこと」等を条件に、需要家・発電事業者・小売電気事業者が一体となって太陽光発電の導入を行う場合について支援します。加えて、蓄電池を併設することで、太陽光発電を最大限に活用するモデルについても支援します。

(2) 再エネ電源併設型蓄電池導入支援

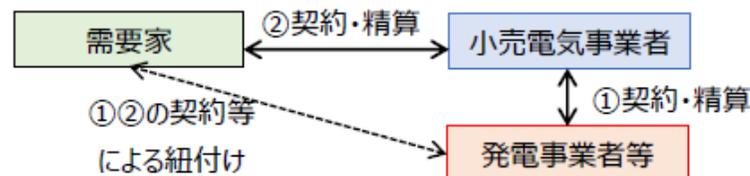
FIPの認定を受ける案件であること等を条件に、一定の容量・価格の上限のもと、蓄電池の導入を支援します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

民間事業者等が太陽光発電設備及び再生可能エネルギー併設型の蓄電池を導入するための、機器購入等の費用について補助します。



【需要家主導型太陽光発電導入支援の対象事業スキームイメージ】



成果目標

再生可能エネルギーの導入の加速化及び最大限の活用を促すことを通じて、エネルギー危機に強い経済構造への転換を図り、2030年のエネルギーミックスの達成に貢献します。

令和4年度補正予算額 **3.5 億円**

事業の内容

事業目的

高圧ガス、電力、都市ガス、LPガス等の産業保安分野では、今後、保安人材の多くを占める熟練層が大量に退職する一方で、若年層の雇用が困難な状況であり、人材不足によって我が国の産業保安が揺らぎかねない状況にあります。こうした状況を踏まえ、テクノロジーの活用を通じて保安面での安全性と効率性の向上を実現する「スマート保安」の導入を支援することにより、中堅・中小事業者等の保安レベルの向上と人材不足への対処を行うことを目的とします。

事業概要

高圧ガス、電力、都市ガス、LPガス等の産業保安分野における中堅・中小事業者等へのスマート保安技術の導入を促進するため、計画的なスマート保安技術の導入に対する実証支援を行います。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

IoT・AI・ドローン等の新たなテクノロジーを産業保安分野に導入して保安業務の合理化・保安レベルの向上を図り、中堅・中小企業等における他企業の参考となるようなベストプラクティスの創出を目指します。

中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

令和4年度補正予算額 **20 億円**

事業の内容

事業目的

エネルギー価格高騰等の影響を受ける中小企業等に対する省エネ診断等を実施・拡充するとともに省エネ診断・アドバイスを行える専門人材を育成し、専門人材プールの拡充方法や中小企業等への診断を抜本的に拡充するための課題や必要な方策について検討することを目的とします。

事業概要

(1) 診断事業（補助金）

エネルギー価格高騰等の影響を受ける中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断を実施し、運用改善や設備投資等の提案に係る経費及び専門人材育成に係る経費を支援します。

(2) 専門人材拡大に向けた調査分析事業（委託費）

中小企業向けに省エネ診断・アドバイスを行う専門人材を拡大する上での課題や方策について分析を行うための委託調査を実施します。具体的には、①国内関連企業へのヒアリングを実施し、国内の専門人材に関する実態を調査するとともに、②専門人材プールの拡充方法や中小企業への診断を抜本的に拡充するための課題、必要な方策について分析・提言を行います。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 診断事業



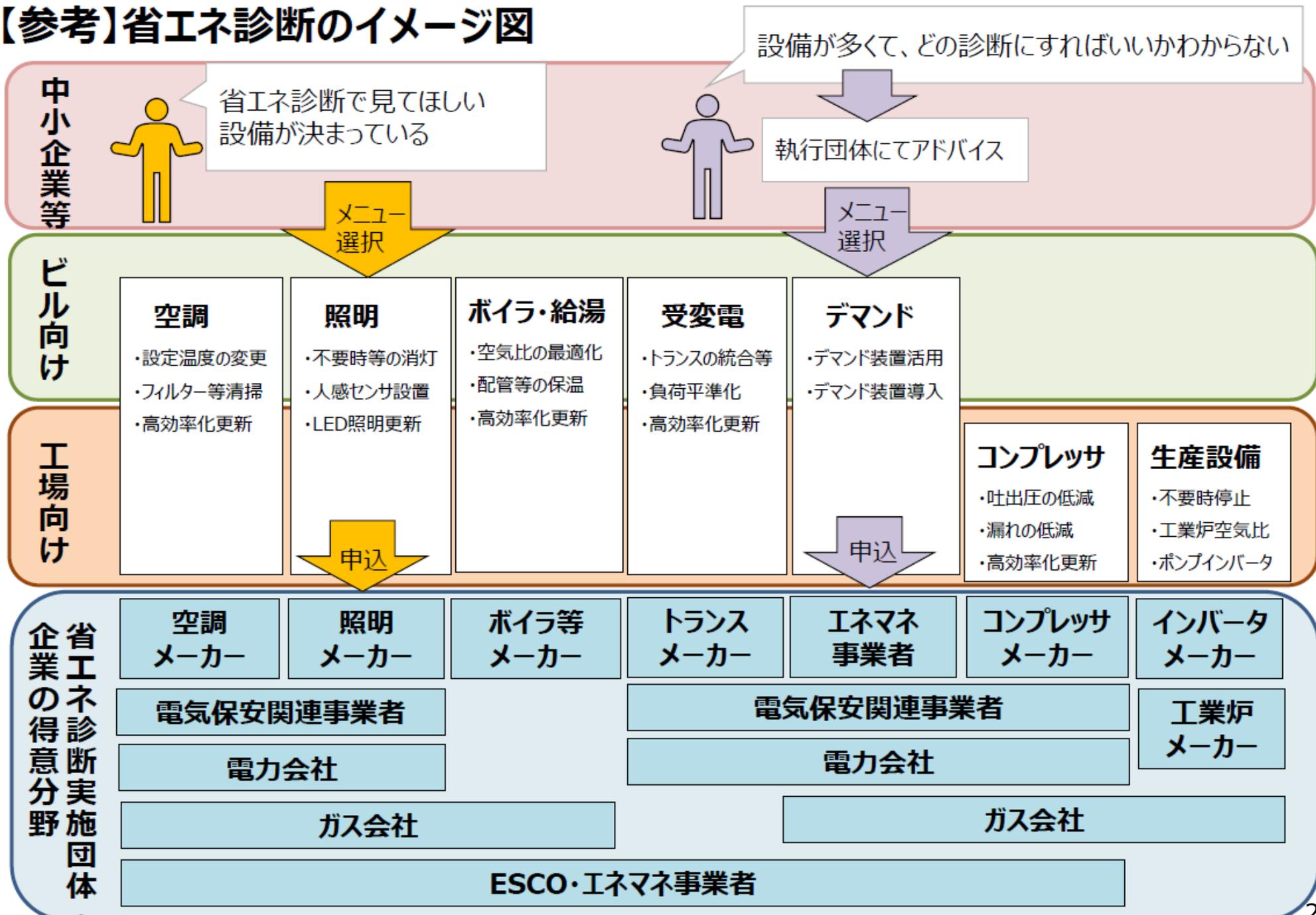
(2) 専門人材拡大に向けた調査分析事業



成果目標

省エネ診断等を実施することにより、最終的に令和12年度の省エネ効果239万klの達成に寄与するとともに、省エネに関する専門人材育成の推進を目指します。

【参考】省エネ診断のイメージ図



令和5年度予算案額 **3.0 億円** (**新規**)

事業の内容

事業目的

高圧ガス、電力、都市ガス、LPガス等の産業保安分野では、今後、保安人材の多くを占める熟練層が大量に退職する一方で、若年層の雇用が困難な状況であり、人材不足によって我が国の産業保安が揺らぎかねない状況にあります。こうした状況を踏まえ、テクノロジーの活用を通じて保安面での安全性と効率性の向上を実現する「スマート保安」の導入を支援することにより、中堅・中小事業者等の保安レベルの向上と人材不足への対処を行うことを目的とします。

事業概要

高圧ガス、電力、都市ガス、LPガス等の産業保安分野における中堅・中小事業者等へのスマート保安技術の導入を促進するため、スマート保安技術の導入に関する事業計画策定に対する支援を行います。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間の事業であり、最終的には、約80社の中堅・中小企業等のスマート保安に関するベストプラクティスの創出とそれを全国に共有することによる中堅・中小企業等のスマート保安導入拡大を目指します。

令和5年度予算案額 **6.0 億円** (**6.0 億円**)

事業の内容

事業目的

高圧ガスや電気等による事故に伴う死傷者数は減少しているものの、重大事故は引き続き発生しています。一方で、産業保安分野は、設備・プラントの高経年化や保安人材の高齢化などの構造的課題や、自然災害の激甚化、新規プレイヤーの増加などの環境変化といった、新たな課題に直面しています。産業保安分野が直面する構造的課題・環境変化を踏まえた適切な規制見直しを行うことで、産業保安等に係る人的被害を伴う事故の件数及び死傷者数について、現行の事故報告体制になって以降最も少なくすることなどを目指します。

事業概要

高圧ガスや電気、火薬類、鉱山、製品安全に係る事故を未然に防止するため、事故の原因解析・再発防止策の検討を実施します。また、産業保安法令・製品安全法令の技術基準等の制定・改正や制度設計を行うため、技術の進展や海外の規制動向等に関する調査を実施します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

本事業を通じ、産業保安分野が直面する構造的課題・環境変化を踏まえた適切な規制見直しを行うことで、産業保安等に係る人的被害を伴う事故の件数及び死傷者数について、現行の事故報告体制になって以降最も少なくすることなどを目指します。

(7) ホームページ及びツイッター

★ツイッターでも情報配信しています！！

中国四国産業保安監督部
Chugoku Shikoku Industrial safety and Inspection Department

TOP 概要 電気の保安 ガス・火薬等の保安 鉱山の保安 所在地 連絡先 管轄

広島合同庁舎 2号館

電気の保安
Safety of electric power

ガス・火薬等の保安
Safety of gas/explosives etc.

鉱山の保安
Safety of mine

採用情報
Recruit Information

経済産業省 中国四国産業保安監督部は、電気、都市ガス、火薬類、高圧ガス、鉱山等に関する安全確保を目的に、各事業者による自主保安を前提に、厳正な監督・検査等を実施するため全国11か所(3支部、2監督署、那覇事務所を含む)に設置された経済産業省の地方支分部局のうちひとつで、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県の中国5県を主な管轄区域としております。

新着情報 | 2020年 | 2019年 | 2018年 | 2017年 | 2016年 | 2015年以前 |

お知らせ 2020.04.08 一般 【重要】新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る法令手続きの窓口対応について

お知らせ 2021.08.04 電気保安 【令和3年度電気保安功労者中国四国産業保安監督部長表彰式を開催します】

新型コロナウイルス対策

Twitter 公式アカウント

▲ ■最新の保安情報のみならず、災害に関する情報なども配信しています。

(8)メルマガ

●電力安全課メルマガで情報配信しています！

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

中国四国産業保安監督部
Chugoku Shikoku Industrial safety and Inspection Department

検索

TOP 概要 電気の保安 ガス 火災等の保安 鉱山の保安 所在地 連絡先 管轄

電気の保安

電気の保安 新着情報

TOPページ > 電気の保安 新着情報

【お知らせ】
申請・届出手続きについては原則押印不要となりました。

2021.10.01 [「太陽電池発電所・風力発電所に係る環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価における事業の一連性の考え方について」※経済産業省ホームページ](#)

2021.09.17 [「電気工事士法に基づく資格は、令和4年から旧姓使用が可能となります」※経済産業省ホームページ](#)

2021.09.17 [「電気事業法に基づく資格は、令和4年から旧姓使用が可能となります」※経済産業省ホームページ](#)

お問い合わせ先
〒730-0012
広島市中区上八丁堀6-30
電力安全課
電話 (082)224-5742
FAX (082)224-5650

保安ネット操作説明動画

事故速報手続き

電力安全課メルマガ

皆様の業務に役立つ情報をタイムリーに配信しています。
当課のHPから配信登録をお願いします。

ご静聴ありがとうございました。

お問い合わせ先

〒730-0012広島市中区上八丁堀6-30

中国四国産業保安監督部

電力安全課

TEL082-224-5742

FAX082-224-5650

最新情報はこちらでご確認下さい。

・ホームページ

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/denki/index.htm>

・ツイッター

<https://twitter.com/hoanchugoku>

・電力安全課メルマガ

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/denki/merumaga.htm>

ホームページ



ツイッター



メルマガ



電気事故専用メールアドレス

bzl-chugoku-denkiyiko@meti.go.jp